

＼助成金を活用して新たな販路を見つけませんか？／
会員様限定 栗東市商工会 販路開拓支援助成金

販路開拓に取り組んだ中小企業に対して、
上限 3 万円（補助率10/10）を助成します!!

何に使えるの？

※実際に支払および事業が完了した経費が対象となります
※令和 8 年 4 月 1 日以降に発生した経費であれば遡及申請が可能です
※他の補助金との併用は不可です

展示会等へ参加費用

<取組例>
展示会、見本市、
商談会に出展する諸経費
※人件費、旅費は除く



広告宣伝に係る費用

<取組例>
パンフレットやチラシの制作、
ポスティング、
新聞・雑誌等の掲載、
HPの制作・更新、
WEB広告 等



対象

栗東市商工会員

※中小企業・個人事業主に限る

限定

業種	中小企業	
	資本金 または	常時使用する従業員
製造業・他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

申請
方法

①～⑤の書類を郵送またはご持参ください

- ① 販路開拓支援助成金交付申請書
 - ② 申請時チェックリスト
 - ③ 請求書等のコピー
 - ④ 支出を証明できる書類
 - ⑤ 実績を確認できるもの（展示会写真、チラシ等の原本）
- ・現金払い → 領収書
・銀行振込 → 振込証書 または
通帳コピー3点（表紙・表紙裏・支出額のページ）

※①②は栗東市商工会のホームページからダウンロードできます

《申請先》 〒520-3047 栗東市手原 3 丁目 1 -25
栗東市商工会 経営支援課

受付
締切

令和 9 年 2 月 1 9 日（金） ※ 1 事業所 1 回限り
※事業実施期間は令和8年4月1日～令和9年2月12日まで
※期限内であっても、**予算に達し次第受付終了**となりますのでお早めに申請ください
※受付は支払まで完了した事業実施終了後となります
※予算消化の状況により期間延長の可能性あり

応募にかかる詳細内容は裏面をご覧ください

お問合せ 栗東市商工会 経営支援課 TEL：077-552-0661

裏面へ続く

対象事業

①展示会・商談会への出展にかかる費用

国内外で開催される展示会や見本市、商談会などに出展する際の「出展料」「ブース装飾費」「集客にかかる広告費」など、直接かかる経費が対象
※現地スタッフの人件費、旅費交通費などは対象外

②広告宣伝費

パンフレット・チラシの制作費、新聞折込やポスティングなどの配布費用、地域情報誌への掲載費、Web広告（SNSを含む）の掲載費、ホームページの新規制作・更新費用、その他、商工会長が認める販路開拓に直接関連する広告宣伝費

【補助対象外となる経費の例】

- ・年賀状、暑中見舞い、年末カレンダーなどの季節的な挨拶目的の印刷物
- ・名刺などの汎用的なノベルティグッズの制作費
- ・固定資産として計上される大型看板などの制作費
- ・求人募集に係る広告・掲載費

※ただし、同一の事業内容で、国・行政等からの補助金・助成金・支援金を受けている場合は対象外です。

助成対象期間

令和8年4月1日(水) ～ 令和9年2月12日(金)

※ただし、予算に達し次第受付終了。助成対象期間内で支払までの事業完了が前提。

助成金額

補助対象経費(税抜)の10分の10(千円未満は切り捨て)

上限3万円(1事業所1回限り ※複数の取組を合わせて1度に申請することは可)

採択方法等

- ① 申請申込書等による書類審査を事務局で実施後、会長が採択の可否を決定。
(軽微な書類上の不備等がある場合は、補正を求めます。)
- ② 受付順に採択を行い、予算額に達し次第受付終了
- ③ 採択者には当会より決定通知を送付し、指定の金融機関の口座へ送金。

助成金の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- ・提出書類に虚偽の記載(不備)があったとき
- ・助成金交付の条件に違反したとき
- ・助成事業の実施について不正行為があったとき
- ・法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

その他

- ① 申請された書類等は返却しません。申請にかかる一切の費用については、申請者自身の負担とします。
- ② 本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- ③ 審査の結果、採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。

《申請先》 〒520-3047 栗東市手原3丁目1-25
栗東市商工会 経営支援課